

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（設計等業務）

設計等業務の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
国会議事堂本館耐震改修基本計画等検討業務（その2） 千代田区永田町1-7-1 令和6年5月23日～令和7年3月31日 建設コンサルタント	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和6年5月22日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋2-18-3	9010001006111	会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第2号 本業務は、令和2～4年度に実施した「国会議事堂本館耐震診断等業務」の結果を受けるとともに令和5年度に実施した「国会議事堂本館耐震改修基本計画等検討業務」で作成した構造体の耐震改修基本計画案に基づき、耐震改修に向けた課題への対応及び非構造部材の耐震改修方針の検討を行い、建物の総合的な耐震改修基本計画案を作成するものである。 したがって、本業務においては、効果的な耐震改修案を短期間で検討する必要があり、本建物の構造、仕上げ等に精通し、かつ、「国会議事堂本館耐震診断等業務」及び「国会議事堂本館耐震改修基本計画等検討業務」において実施した建物の耐震性能に関する高度な解析内容及び解析結果を十分理解している「国会議事堂本館耐震改修基本計画等検討業務」実施者以外の者には実施できない業務である。	92,906,000	92,840,000 衆議院 46,420,000 参議院 46,420,000	-	-	衆議院・参議院 合同契約
衆議院憲政記念館展示設計業務 千代田区永田町1-1-1 令和6年8月1日～令和8年6月30日 建設コンサルタント	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和6年7月31日	株式会社乃村工藝社 東京都港区台場2-3-4	4010401023652	会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項第一号 本業務実施者の選定にあたっては、専門的な技術が要求される業務であることから「公募型プロポーザル方式」によることとし、「入札・契約手続運営委員会」において、他社より業務実施方針及び手法が優れていた当該業者が特定された。 以上により、当該業者と随意契約を締結するものである。	113,960,000	110,000,000	-	-	国庫債務負担行為